

特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第十六条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百九号

特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第十六条の規定に基づき、特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第十六条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十一年厚生労働省告示第二百六十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改 正 後				改 正 前																				
(製造業者等の費用負担の割合)				(製造業者等の費用負担の割合)																				
<p>第二条 法第十七条第二項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、次の表の上欄に掲げる製造業者等につき、それぞれ同表の中欄に掲げる者の区分に応じて、給付金等（法第二条の給付金又は法第七条の追加給付金をいう。以下同じ。）の支給に要する費用に相当する額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、同一の者が同表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合（同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合を除く。）においては、同項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額を限度とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">社 田辺ファーマ株式会社</td><td style="width: 25%;">(略)</td><td style="width: 25%;">(略)</td><td style="width: 25%;">(略)</td></tr> <tr> <td>社 武田薬品工業株式会社</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>				社 田辺ファーマ株式会社	(略)	(略)	(略)	社 武田薬品工業株式会社	(略)	(略)	(略)	<p>第二条 法第十七条第二項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、次の表の上欄に掲げる製造業者等につき、それぞれ同表の中欄に掲げる者の区分に応じて、給付金等（法第二条の給付金又は法第七条の追加給付金をいう。以下同じ。）の支給に要する費用に相当する額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、同一の者が同表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合（同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合を除く。）においては、同項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額を限度とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">社 田辺三共製薬株式会社</td><td style="width: 25%;">(略)</td><td style="width: 25%;">(略)</td><td style="width: 25%;">(略)</td></tr> <tr> <td>日本製薬株式会社</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>					社 田辺三共製薬株式会社	(略)	(略)	(略)	日本製薬株式会社	(略)	(略)	(略)
社 田辺ファーマ株式会社	(略)	(略)	(略)																					
社 武田薬品工業株式会社	(略)	(略)	(略)																					
社 田辺三共製薬株式会社	(略)	(略)	(略)																					
日本製薬株式会社	(略)	(略)	(略)																					
<p>第三条 同一の者が前条の表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合（同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合に限る。）において、法第十七条第二項の規定によりそれぞれの製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、前条の規定にかかわらず、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に十分の五を乗じて得た額とする。この場合において、当該同一の者が特定期間特定C型肝炎ウイルス感染者のみに該当するときは、次の各号に掲げる製造業者等ごとに、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>				<p>第三条 同一の者が前条の表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合（同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合に限る。）において、法第十七条第二項の規定によりそれぞれの製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、前条の規定にかかわらず、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に十分の五を乗じて得た額とする。この場合において、当該同一の者が特定期間特定C型肝炎ウイルス感染者のみに該当するときは、次の各号に掲げる製造業者等ごとに、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																				

一一 田辺ファーマ株式会社 三分の一
一二 武田薬品工業株式会社 十分の五

第五条 次の各号に掲げる製造業者等は、前二条の規定による額のほか、給付金支給等業務に要する費用について、法第十七条第一項の規定による機構からの拠出金の拠出の求めに応じて、それぞれ当該各号に定める額を、同条第二項の拠出金として機構に納付するものとする。

一 田辺ファーマ株式会社 五十一億八千六百七十一万五千円
二 武田薬品工業株式会社 一億五千五百七十七万五千円

一一 田辺三菱製薬株式会社 三分の一
一二 日本製薬株式会社 十分の五

第五条 次の各号に掲げる製造業者等は、前二条の規定による額のほか、給付金支給等業務に要する費用について、法第十七条第一項の規定による機構からの拠出金の拠出の求めに応じて、それぞれ当該各号に定める額を、同条第二項の拠出金として機構に納付するものとする。

一 田辺三菱製薬株式会社 五十一億八千六百七十一万五千円
二 日本製薬株式会社 一億五千五百七十七万五千円